

車両制限令に関する証明願とは

車両制限令（昭和三十六年七月十七日政令第二百六十五号）の規定に抵触しないことを道路管理者として証明するものです。車両制限令は「道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限」を定めた政令です。

「駐車する車両の諸元」について

詳しい数値はカタログ・販売店・メーカーなどで確認してください。

複数台ある場合は最大の車両の数値を記入してください。

証明できる車両について

証明を必要とする車両が以下の条件を満たさなければ証明できません。

	市街地区域	市街地区域外
通常(一方通行なし)	(車道幅員 - 0.5) / 2 車両幅員 5条2項	車道幅員 / 2 車両幅員 6条2項
一方通行	(車道幅員 - 0.5) 車両幅員 5条1項	(車道幅員 - 0.5) 車両幅員 6条1項

車両制限令ではこの他の場合も規定していますが、春日井市内で該当する道路はほとんどありません。

現地実測と車道幅員は異なりますので、車道幅員は道路課にて確認してください。

以上の条件に合致する場合のみ
証明が出せます。



(春日井市道路台帳図より。 が車道幅員)